

事務事業評価

平成 23 年度

担当グループ 福祉保健総務グループ

基本事項	事務事業名	歯科休日当番医制事業				整理番号	1005	
	根拠法令等	島原市歯科休日当番医制補助金交付要綱			実施を義務付ける規定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第8章 健康で生きがいある生活を支える	予算科目	4 款 1 項 4 目	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 新規		
		節	第1節 保健・医療の更なる充実	事業区分	助成・育成			
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	島原南高歯科医師会において平成20年7月から開始された輪番制による休日当番医制度について、制度の安定的運用を図るために従業員1名分の補助をお願いしたいという旨の要望書が、平成21年8月に市へ提出された。 雲仙市、南島原市と協議し、平成22年度から、この輪番制による休日診療制度運営に必要な経費の一部を補助することとなった。				計画期間	始期	平成 22 年から
							終期	平成 年まで
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	島原南高歯科医師会が実施している輪番制による休日診療制度について、運営に必要な経費の一部を補助し、市民が、日曜・祝日・年末年始においても急な口腔疾患や傷病に対し、安心して適切な医療を受けられるようにする。						
	目的達成のための手段・方法	島原南高歯科医師会に対し、実施実績に応じ「歯科休日当番医制運営費補助金」(1実施医療機関につき1日あたり5,000円)を交付する。						
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名称等(内容)		単位	21 年度	22 年度	23 年度	
		①急患に備えての事業であり指標の設定は困難である。 (当番医制を設けることにより、日曜・祝日・年末年始においても急な口腔疾患や傷病に対し受診を可能にし市民の安心を確保するもの)		目標 実績 達成率				
活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	①島原市内の延べ実施機関数		目標 実績	機関		53	54	
	②		目標 実績	機関		53		
事業費等の推移	年度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画
	①直接事業費(千円)					265	260	260
	財源内訳	国県支出金						
		地方債						
		その他						
		一般財源	0	0	0	265	260	260
	②従事職員給与費 b1×b2		0	0	0	72	72	73
従事職員数(人) b1					0.01	0.01	0.01	
職員平均人件費 b2		7,179	7,153	7,162	7,168	7,236	7,277	
事業費合計 ① + ②		0	0	0	337	332	333	

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 市民が安心して休日歯科診療を受ける体制を整えることは公益性も高く、事業の必要性に変わりはない。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せられることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である 歯科診療を行っている島原南高歯科医師会に対し市が行っている補助であり、民間に任せられることは不可。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 D=適切ではない 本事業の受益者(対象者)は全ての市民であり、休日の歯科診療体制の整備は公益性が高い。	A
有効性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 市民がいつでも安心して歯科医療を受けられるよう休日における歯科医療体制を確保することで、地域医療を充実させることができています。	A
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 休日における急な歯科診療を受診できる体制を確保することが目的であり過不足ない実施状況となっている。	A
効率性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 歯科休日診療における従業員(歯科衛生士)に対する経費の一部を助成するものであり、日額補助単価は歯科衛生士賃金の額を適用しており削減は困難。補助単価は、半島3市で統一されている。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 歯科診療については島原南高歯科医師会以外の組織が行えるものではなく、また、国や県の補助制度もないため見直す余地はない。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 歯科診療については島原南高歯科医師会以外の組織が行えるものではないため改善の余地はない。	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 補助金の日額単価は歯科衛生士賃金の額を適用しており、半島3市で統一している。また、休日歯科医療体制を確保することは市民にとっても必要不可欠で公益性も高い。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか		A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	A
判定評点平均			3.00
			A=3、B=2、C=1、D=0として換算

◎総合評価			
評価結果	◎ A 継続実施(特段の見直しは行わない)	判断理由	市民の安心を確保するため、島原南高歯科医師会が実施する当番医制に対し、半島三市が協調して補助するものであり、今後とも継続していく必要がある。
	B 改善・見直しを行う		
	○ B1 事業規模の拡充		
	○ B2 事業規模の縮小		
	○ B3 事業内容の改善・見直し		
○ B4 その他の見直し			
○ C 休止(隔年実施などへの変更)			
○ D 廃止(終期の設定等を含む)			
今後の課題及び改善策、見直しの状況	(実施上の課題等)		
総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。			

【2次評価】

総合判定	A 継続実施(特段の見直しは行わない)
備考	半島三市と島原南高歯科医師会が協調・連携して実施している事業であり、補助金の継続交付についても理解できる。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	0 (千円)